

地域ケア基盤整備推進事業実施要項

1 目的

本事業は、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問看護事業所が行う在宅医療に必要な機器整備等を支援することにより、在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進に資することを目的とする。

また、訪問看護事業所数が全国平均を大きく下回っていることから、地域において不足している事業所の開設・拡充に積極的に取り組むものとする。

2 事業主体

訪問看護事業所

3 事業内容

訪問看護事業所が行う新規開設又は取組拡充に伴う機器整備として、在宅診療等で使用する医療機器、患者情報を共有する際に活用する電子情報通信機器（タブレット型端末等）、在宅人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等及び生体モニタリングシステムの導入経費補助を通じて、医療 ICT の活用による訪問看護事業所の機能強化を図る。

4 用語の定義

- (1) 訪問看護事業所とは、介護保険法（以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者が、法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業所（法第 71 条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。
- (2) 新規開設とは、地域ケア基盤整備推進事業費補助金交付申請書の提出日から遡って 1 年以内の間に訪問看護事業所を新たに開設し、かつ、サービスの提供を開始した場合をいう。
- (3) 取組拡充とは、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、サービスに従事する看護師等の従業者を増員（常勤換算後人数で 1.0 人以上）した場合をいう（新たに増員した者との雇用契約期間が 1 年未満の場合を除く。ただし、人事規定等により、当初の雇用契約期間は 1 年未満だが、その後契約更新又は正規雇用する予定がある場合などはこの限りでない。）。なお、増員の確認は、令和 7 年 3 月 31 日時点における従業者の数を、本事業実施後と比較することにより行う。

5 その他

補助を受けた事業所は、県が実施する訪問看護の実績等に関する調査に応じること。

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 5 年 11 月 2 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

この要項は、令和 6 年 4 月 1 7 日に施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 7 年 11 月 13 日に施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。